

# 4月から 国民健康保険制度 一部改正

高額医療・高額介護合算  
制度の創設  
高額療養費とは、月の医療費が高額になり、自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。払い戻される額は年齢や所得によって異なります(該当になった方には、申請書を送付します)。70歳未満の方が入院した

4月1日から  
地区計画区域内の  
建築制限条例を施行  
市では、まちづくりのルールとして、7つの地区に地区計画を定めています。この地区計画のルールを確定なものにするために、地区整備計画の定められた区域の建築物に関する事項のうち、必要なことについて条例を制定しました。  
この条例により、建築確認時に条例に適合しない場合は、建築できなくなると

場合：医療機関の窓口  
に限度額適用認定証を提示し、自己負担限度額を負担するだけで済む制度があります。  
必要な方は事前に限度額適用認定証の交付申請を行ってください(国民健康保険税に滞納がある方は、交付を受けられませんが、相談してください)。  
国保加入者で医療費が高額になった世帯：介護保険の受給者の方がいて、両方の自己負担が高額になった方に、それらを合算して年額で限度額を設け、その限度額を超えた分を払い戻す制度が新たに創設されました(対象の方には、申請書を送付します)。  
葬祭費支給額の改正  
国保の被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に、葬祭費を支給しています。4月から、支給額を5万円から3万円に改正しました(1月の国民健康保険連営協議会に支給額改

ともに、違反した場合は、建築基準法に基づく違反是正措置の対象になるほか、条例に定める罰則の対象となります。  
建築物の建築や土地の区画形質の変更などを行う場合は、着手する日の30日前までに届出が必要です。届出内容が地区計画に適合しているか認められる場合、届出から約1週間程度適合通知書が発行されます。適合通知書の受理後、着手する日までに着手届の提出および届出に係る行為が地区計画に適合しているかどうか事

表1 子どもの自己負担額2割の対象年齢

3月まで 3歳未満...2割	4月から 義務教育就学前...2割 (6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)
-------------------	--

子どもの保険診療の自己負担分は、乳幼児医療費助成(所得制限あり)で助成しています。

正の諮問をし、審議検討され、3月市議会定例会に改正案を提案し、可決しました。改正理由は、年々保険給付費が大幅に増加している中で、財政健全化の観点から、任意給付であることを踏まえ、支給額を改正するものです。  
子どもの自己負担額2割の対象年齢が拡大されます。表1のとおり  
問合せ 問合せ 保険年金課国保係(直通5581664)へ

業主の同意を得て立ち入り調査を行いますので、同意書の提出も必要です。  
垣またはさくの構造が未定の場合は、確約書の提出が必要ですが、確約書を提出した後に、垣またはさくの設計が決定した場合は、変更届出書の提出が必要となります。  
適合通知書の受理後、届出内容を変更しようとする場合も変更届出書の提出が必要となります。  
問合せ 都市計画課指導係(内線2713)へ

## 狂犬病予防注射

表3 定期集合狂犬病予防注射(屋外注射)実施日程表

期日	場所	住所	時間
4月15日(火)	山田会館	山田883	午前10時~10時40分
	五日市ファインプラザ裏駐車場	伊奈859-3	午前11時~11時40分
	増戸会館	伊奈1157-5	午後1時10分~1時35分
	留原会館	留原155	午後1時55分~2時20分
4月16日(水)	下館谷自治会館	館谷75	午前10時~10時35分
	五日市保健センター	五日市414-5	午前10時50分~11時30分
	西秋川ドライブイン	戸倉173	午後0時50分~1時10分
	荷田子駐車場	乙津710	午後1時25分~1時35分
4月23日(水)	小宮会館	乙津1997	午後1時50分~2時
	下養沢クラブ	養沢149	午後2時15分~2時25分
	瀬戸岡会館	瀬戸岡489	午前10時~10時40分
	旧若草児童館	菅生582	午前11時~11時30分
4月24日(木)	御堂会館	草花3482-16	午後1時~1時40分
	草花台会館	草花1327-1	午後2時~2時30分
	上引田会館	引田724-14	午前10時~10時40分
4月25日(金)	千代里会館	上代継424	午前11時~11時20分
	油平クラブハウス	油平92-7	午後0時40分~1時10分
	鳥居場会館(雨間クラブ)	雨間999	午後1時30分~2時10分
4月25日(金)	小川会館	小川638-1	午前10時~10時40分
	野辺八雲神社	野辺320	午前11時~11時30分
	二宮地区会館	二宮1151	午後1時~1時20分
秋川健康会館東側広場	二宮670	午後1時40分~2時20分	

雨天実施

## 国民健康保険 加入者の皆さんへ 温泉施設割引利用 券が利用できます

健康増進のために、温泉施設(3か所)の割引利用券を配布しています。  
秋川渓谷「瀬音の湯」

日時・場所 表3のとおり(雨天実施、どの場所でも接種可能、時間厳守)  
対象 市内で飼っている登録済みの犬(狂犬病予防注射済票交付票はがきを持参してください)  
費用(1頭) 3550円(注射料金3000円、注射済票交付手数料550円)  
つり銭のないようにお願いします。  
集合注射会場での注意  
自分の犬のフンは、持ち帰りましょう。  
犬の体は、清潔にしてきちんと制御できる方が連れてきてください。引き綱は、丈夫なものを使用し、首輪が抜けないうっかり付けてください。  
こう傷犬、病気、妊娠、異常のある犬、前回注射をして具合が悪くなった犬は、注射をする前に必ず申し出てください。  
当日の犬の状態によっては、注射ができないことがあります。その時は、獣医師の指示に従ってください。  
会場は、大変込み合いますので登録、変更などの届出は、できるだけ事前に済ませてください。新規登録手数料3000円、鑑札再交付手数料1600円(健康課予防係、五日市出張所市民総合窓口係)で受け付けています。  
狂犬病の予防注射は、毎年1回4月から6月までの間に接種することが義務付けられています。また、動物病院で随時接種することができます(費用は、各動物病院に問い合わせてください)。  
人と動物の共生社会をつくるため、マナー(犬のフンの始末・犬の放し飼い・引き綱をつけて散歩するなど)を守りましょう。  
問合せ 健康課予防係(直通558-1191)へ

利用期間：平成21年3月31日まで  
営業時間：午前10時~午後10時  
不定休  
問合せ：秋川渓谷「瀬音の湯」(595・2614)へ  
榎原温泉センター「数馬の湯」  
利用期間：平成21年3月31日まで  
営業時間：午前9時30分~午後9時30分(12月から2月までは午後7時)定休日：月曜日(祝日の場合は火曜日)  
問合せ：奥多摩温泉「もえぎの湯」(0428-827770)へ

利用期間：平成21年3月31日まで  
営業時間：午前9時30分~午後9時30分(12月から2月までは午後7時)定休日：月曜日(祝日の場合は火曜日)  
問合せ：奥多摩温泉「もえぎの湯」(0428-827770)へ

表2 割引後利用料金

	瀬音の湯	数馬の湯 もえぎの湯
大人	600円	400円
小人	200円	200円